平成２９年（フ）第７５１号
神戸市東灘区御影本町７丁目１番20号、従前の住所兵庫県宝塚市小林５丁目４番19号305
債務者　志方　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市西円通寺１番地　市住Ａ－３号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目32番１号　ハイツファミール101号
債務者　大谷　郁也
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２５号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地９棟926号
債務者　久保田恵美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
愛媛県西条市大町702番地１　弁財天アパート３　１－Ａ、前住所香川県坂出市築港町１丁目８番50号　レオパレスポートビレッジ106号
債務者　森本　　清
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５０号
熊本県玉名市築地2141番地、住民票上の住所熊本県玉名市築地121番地西川第一ハイツ８号
債務者　西川　誠二
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７０号
宮崎県えびの市大字向江1094番地
債務者　今別府　裕
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８２号
宮崎県都城市太郎坊町1651番地
債務者　黒木　恭祐
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８３号
宮崎県都城市太郎坊町1651番地
債務者　黒木江里奈
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８５号
福島県須賀川市市野関字舘山３番地３
債務者　安藤　真一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
福井市花月５丁目５番20号　水島マンション４－Ｂ、旧住所福井市下馬１丁目1308番地３　レラハルセ・ブリッサ103
債務者　武市　優理
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
福井市高木中央２丁目1507番地
債務者　漆崎　裕幸
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２００号
福井市松本２丁目９番11号　メゾンゆずり葉（東館101）
債務者　伊達　敏子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
長野県松本市大字岡田下岡田38番地１　リンピア石橋112
債務者　高木　桂子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第７０号
長野県茅野市宮川8020番地３
債務者　篠原　勝子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６７号
長野県飯田市上郷黒田3738番地85
債務者　新井　京子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第５９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1566番地２
債務者　兵頭八千代
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　福岡地方裁判所直方支部